

東京マラソン 2026 車いすエリート 募集要項

1. 大会名称 東京マラソン 2026(英文名: Tokyo Marathon 2026)
兼 MGC シリーズ 2025-26・G1
兼 愛知・名古屋 2026 アジア競技大会 日本代表選手選考競技会
兼 ロサンゼルス 2028 オリンピック競技大会 日本代表選手選考競技会
兼 アボット・ワールドマラソンメジャーズ シリーズ XVIII
2. 主 催 一般財団法人東京マラソン財団
3. 共 催 公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都、読売新聞社、日本テレビ放送網、産経新聞社、東京新聞
4. 主 管 公益財団法人東京陸上競技協会
5. 運営協力 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会、特定非営利活動法人関東パラ陸上競技協会
6. 後 援 (予 定) スポーツ庁、国土交通省、特別区長会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本パラスポーツ協会、一般社団法人日本パラ陸上競技連盟、一般社団法人日本経済団体連合会、公益社団法人経済同友会、東京商工会議所、公益社団法人東京都医師会、公益財団法人東京防災救急協会、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会、公益社団法人東京都看護協会、公益財団法人東京観光財団、東京都町会連合会、東京都商店街振興組合連合会、東京都商店街連合会、公益財団法人東京都スポーツ協会、一般社団法人東京都スポーツ推進委員協議会、首都高速道路株式会社、報知新聞社、ラジオ日本、サンケイスポーツ、夕刊フジ、ニッポン放送、東京中日スポーツ
7. 特別協賛 東京地下鉄株式会社
8. 協 賛 (予 定) スターツ、Mastercard、アシックスジャパン株式会社、大塚製薬株式会社、近畿日本ツーリスト株式会社、セイコーグループ株式会社、第一生命保険株式会社、日本マクドナルド株式会社、株式会社みずほ銀行、全国労働者共済生活協同組合連合会、久光製薬株式会社、花王株式会社、株式会社バスクリン、ポルシェジャパン株式会社、realbuzz、日本光電工業株式会社、コーユーレンティア株式会社、株式会社 Fanplus、株式会社シミズオクト、佐川急便株式会社、株式会社田中貴金属グループ、六甲バター株式会社、ヒビノ株式会社、株式会社フォトクリエイト
9. 日 程 2026 年 3 月 1 日 (日) 9:05 スタート
10. コー ス 東京マラソンコース (日本陸上競技連盟/公認コース、ワールドアスレティックス・AIMS/認証コース)
東京都庁～水道橋～上野広小路～神田～日本橋～浅草雷門～両国～門前仲町～銀座～田町～日比谷～東京駅前・行幸通り
11. 参加資格 (1) 次の①・②・③の条件を満たす競技者
① 大会当日(2026 年 3 月 1 日)現在満 19 歳以上の者
② 2025 年度日本パラ陸上競技連盟登録競技者かつ 2026 年 International Paralympic Committee 登録を大会当日までに完了した者で、World Para Athletics 国際クラス T53・T54 でクラスステータス R または C を保持している者
③ World Para Athletics 公認大会で、2022 年 3 月 1 日以降申込期日までに男子 1 時間 50 分以内、女子 2 時間 00 分以内の公認記録を有する者
(2) 主催者または日本パラ陸上競技連盟が推薦する男女競技者
(3) 主催者または日本パラ陸上競技連盟が推薦し招待する海外・国内の競技者
12. 対象クラス T53/T54 (World Para Athletics 国際クラスに準ずる。なお、今大会ではクラス分けは行わない。)ステータスが R または C の競技者は、そのクラスで行った競技の記録が WPA ランキングの対象となる。なお WPA 世界記録/アジア記録の対象となるのは国際クラス分けステータスが C または R(FRD2027 以降)の競技者のみである。
13. 競技規則 最新の World Para Athletics 競技規則 (大会開催日に適用される最新の World Para Athletics 競技規則)及び本大会規定による。なお、World Para Athletics の規則により、ドーピング検査を実施する。また、参加する全ての選手に World Para Athletics 競技規則の広告に関する規程が適用される。

- | | | |
|-----|---------------|---|
| 14. | 定員 | 男女計 30 人（招待選手含む） |
| | | |
| 15. | 参加費 | 19,800 円
※ 参加料、事務手数料、消費税込み。 |
| | | |
| 16. | 参加申込 | (1) 期間 2025 年 12 月 8 日(月)11:00 から 2026 年 1 月 8 日(木)17:00
(2) 方法 氏名、フリガナ、所属名を記載し「車いすエリート参加希望」というタイトルで
TM_Elite@tokyo42195.org へ電子メールにより連絡すること。追ってエントリーフォームを返信する。 |
| | | |
| 17. | 出場者決定 | 2026 年 1 月 22 日(木)以降、通知する。 |
| | | |
| 18. | 表彰 | 「東京マラソン 2026 車いすエリート」の総合成績で男女第 1 位から第 8 位を表彰する。 |
| | | |
| 19. | 賞金 | 1 位 \$25,000、2 位 \$12,000、3 位 \$10,000、4 位 \$4,000、5 位 \$3,000、
6 位 \$2,000、7 位 \$1,000、8 位 \$500、
世界記録 \$6,500（男女 1 位のみ）
大会記録 \$1,500（男女 1 位のみ）
日本記録 500,000 円（男女国内 1 位のみ）
大会記録更新スプリットタイムボーナス（男女）1 位 \$1,000、2 位 \$650、3 位 \$300
※ 賞金対象は、World Para Athletics 登録者で、国際クラス（T53・T54）を保持している者。
※ 金額はいずれも税込み。 |
| | | |
| 20. | 選手受付 | 2026 年 2 月 28 日(土) 午前中（時間調整中） 京王プラザホテル（大会当日は受付を行わない。）
※ 詳細は、出場決定通知と合わせて別途案内する。
※ 選手受付は選手本人が行うこと。 |
| | | |
| 21. | テクニカルミーティング | 2026 年 2 月 28 日(土) 午後（時間調整中）
※ 詳細は、出場決定通知と合わせて別途案内する。 |
| | | |
| 22. | 個人情報の取り扱いについて | 主催者及び日本パラ陸上競技連盟は個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱う。大会参加者へのサービス向上を目的とし、参加案内、記録通知、関連情報の通知、医療救護、次回大会の案内、大会協賛・協力・関係各団体からのサービス提供、記録発表（ランキング等）に利用する。また、主催者および日本パラ陸上競技連盟もしくは委託先からの申込内容に関する確認連絡をすることがある。 |
| | | |
| 23. | ドーピング・コントロール | (1) 本競技会は、ワールドアスレティックス(WA) アンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会（時）ドーピング検査対象大会である。競技会（時）検査は大会前日 23 時 59 分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液（あるいは両方）の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること（競技／運動終了から 2 時間の安静後に採血が行われることもあるので留意すること）。また、上記の規則および規程の詳細内容およびドーピング検査については、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイトにて事前に確認すること。
(2) 競技会（時）検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートのコピーなどを持参すること。
(3) 本競技会参加者（18 歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本 アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとする。したがって、本競技会参加者はドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了できなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
(4) 上記(3)にかかわらず本競技会に参加する 18 歳未満の競技者は、親権者が署名した同意書を大会に持参すること。親権者の同意書フォームは、JADA のウェブサイト https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html) からダウンロードできる。18 歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名した当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は 18 歳未満時に 1 回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ることで、ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後 7 日以内に JADA 事務局へ郵送にて提出すること。ドーピング検査実施時に親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング検査手続に一切影響がないものとする。
(5) 本競技会参加者は JADA クリーンスポーツ・アシリートサイト (https://www.realchampion.jp/who/national_outline/jaaf.html?utm_source=JAAP&utm_medium=voukou&) |

tm_campaign=202409JAAF) などを利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。

(6) TUE 申請について

禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例 (TUE)” の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト (<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>) 又は JADA のウェブサイト (<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>) を確認すること。禁止物質・禁止方法について TUE が付与されている場合には、その証明書 (コピーで可) をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること。

24. その他

- (1) 本大会は MGC シリーズ 2025-2026・G1 の大会として実施する。
- (2) 参加にあたっては、本大会要項並びに各種規約 (「大会規約」、「競技規約」及び「エントリー規約」を確認し、同意のこと (<https://www.marathon.tokyo/participants/guideline/>))。
- (3) 日本政府が示すイベントに関する制限緩和等により、大会要項・各規約等を変更する場合がある。
- (4) 本大会は国内の関連するすべての法令を遵守し実施する。
- (5) 大会出場中の映像・写真、記事、記録等のテレビ、新聞、雑誌、インターネット等への掲載権は主催者に属するものとする。
- (6) 賞金の支払い方法等は、別途定める支払規定による。

東京マラソン 2026 車いすレース 競技規則

1. 本大会は、World Para Athletics 競技規則（大会開催日に適用となる最新の World Para Athletics 競技規則）及び大会規定により実施する。
2. 全ての選手は、衣類及び車いすについて、World Para Athletics 競技規則の広告に関する規程を遵守しなければならない。
3. 競技者は、スタートラインからフィニッシュラインまで、コース内の決められた走路を走行する。
4. 本大会では、性別の異なる選手の背後を 5m 以内の距離で追走する行為（ドラフティング）を禁止する。また、エンジンのついた車両あるいは自転車（の後ろ）を走行しドラフティングすることも禁止する。
5. 競技者が走行中に他の競技者の走行を故意に妨害した場合は、失格とする。
6. 競技者は、ヘルメットを着用しなければならない。ヘルメットは外殻が固く、保護性に優れ、国際安全基準（スネル規格 b-84/90/95、BSI6863、EN1078 等）を満たしていなければならない。
7. 競技者が走行中に転倒した場合は、競技役員による介助のみ受けられる。ただし、競技者に有利になるような介助は受けてはならない。競技役員以外の者から助力を受けた場合は、失格とすることがある。
8. 競技中における車いす修理の援助は原則行わない。また、修理に必要な器具等の提供、貸与は行わない。
9. 審判長または医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
10. 競技者は、競技役員及び警察官の指示に従わなければならない。
11. 競技者は競技中、下肢のいかなる部分も地面またはトラックに接触しないようにしなければならない。
12. クラスについては、別紙の国際クラス分け表による。
13. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規定に基づくドーピング・コントロール対象大会である。なお、日本アンチ・ドーピング規定の詳細内容及びドーピング検査については、日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。
14. 関門の制限時間を次のとおり設ける。

4.9km 地点	20 分 00 秒
11.3km 地点	40 分 00 秒※
20.9km 地点	1 時間 05 分 00 秒
29.2km 地点	1 時間 35 分 00 秒
フィニッシュ地点	2 時間 10 分 00 秒

※ 車いす 10.7km レース制限時間。車いすマラソンもこの時間を超えてレース続行はできない。
15. 給水所を次の通り設ける。

5 km、7 km、10km、12km、15km、17km、22km、25km、27km、30 km、32km、35km、38km、40 km 地点付近
--
16. 車いすについては、次のとおりとする。
 - (1) 車いすは 2 つの大きな車輪と 1 つの小さな車輪から成るものとし、小さな車輪は、車いすの前方になければならない
 - (2) すべての車いすは、安全の目的から、機能的な（制動制御ブレーキシステムを備えていなくてはならない。
 - (3) 車いすのフレームのいかなる部分も前輪の車軸を超えて前方に突き出ているはず、さらにフレーム及びその付属品の幅はリムの傾斜面より広くてはならない。車いすフレーム底部の地面からの高さは 50 cm 以内とする。
 - (4) 車いすのいかなる部分も後輪の最後部を結んだ垂直面から後方に突き出ているはず。
 - (5) 後輪、前輪の直径は十分に空気を入れたタイヤを含んでそれぞれ 70cm、50cm を超えてはならない。
 - (6) 各大輪には平らで円形のプッシュリムを 1 つずつつけることができる。
ただし、この規則は選手受付時に実施するクラス分けの結果と技術代表の判断があれば、片腕で車いすを操作する競技者のためにこの規則を変更できる。
 - (7) 車いすを推進するいかなる機械的なギアやレバーも使用してはならない。
 - (8) 競技ではミラーの使用を禁止する。
 - (9) 機械的操縦装置は腕で操作するもののみ認める。
 - (10) 競技者は前輪を手動で左右に動かすことができないはず。
 - (11) フェアリングの使用又は空気力学的な能力を向上させるように特別に設計された車いすやそれに類似した装置の使用は禁止する。
 - (12) 車いすは招集場で測定を受ける。いったん検査を受けた車いすであっても、競技開始前または終了後に競技役員が再検査することがある。
 - (13) 前述の全ての規則に従うのは競技者の責任であり、いかなる競技も競技者が車いすを調整するために遅れることがあってはならない。
17. アスリートビブス（旧ナンバーカード）について
アスリートビブスは配布された形で着用しなければならない、切ったり折りたたんだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならないが、風通しをよくする目的で、文字や数字の部分避けて穴をあけることは可能とする。
18. 撮影機器について
競技者は、競技区域内に小型カメラ、携帯電話等の撮影が可能な機器（静止画、動画問わず）を持ち込んではいない。禁止区域内とは、ウォーミングアップ区域からフィニッシュエリアまでの区域を指す。ただし TD の許可

を得た場合を除く。

19. 下記については助力行為とみなさずに許可する。

身体保護及び/あるいは医療目的のあらゆる身体保護具（包帯、絆創膏、ベルト、支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸器具。ただし、医療目的の身体保護具については予め競技役員の許可を得ること。）

競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度、距離計、ストライドセンサー、その他類似の機器。ただし、他者との通信に使用不可能なものに限る。

【別紙】国際クラス分け表

T53

このクラスの選手は、正常な上肢機能を持ち、腹筋または下部の背筋は機能しない。腹筋の機能を補うために、体幹を水平に近づけるといった様々なテクニックを用いる。一般的に加速の時には、体幹を下方に保持しておくための腹筋の機能がないため体幹は膝から離れて起きる；駆動中、下方への自動的な体幹の運動はみられない。大抵の場合、代償機能を調整するために駆動サイクルは制限される。脊髄損傷の神経残存レベル T1-7 と同等の活動制限がある。

T54

このクラスの選手は、正常な上肢筋力を持ち、体幹をコントロールする能力は部分的なものから正常までの幅を持っている。このグループの選手の中には有効な下肢の筋力を持っている選手もいることがある。リムに駆動の力が加えられた時に、体幹を下方に保持するための正常な体幹コントロールができる。大抵の場合、駆動時のサイクルはスムーズである。

車いす上で身体を起き上がり、回旋する筋力を加えることによって車いすの方向転換をすることができる。脊髄損傷の神経残存レベル T8-S4 レベルと同等の活動制限がある。

(※) 上記は、日本版クラス分けマニュアルから抜粋したものであり内容が一部異なる場合があります。

詳しくは、日本パラ陸上競技連盟ホームページにて最新版をご参照ください。

<https://para-ath.org/contents/code/committee/committee3>